

# 日本農学アカデミー会則

平成10年11月30日制定  
平成11年11月19日改正  
平成12年9月4日改正  
平成13年7月7日改正  
平成14年7月30日改正  
平成15年7月31日改正  
平成18年7月8日改正  
平成22年7月10日改正  
平成30年7月21日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本農学アカデミーと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を公益財団法人日本学術協力財団内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、農学の領域において指導的役割を果たし、もって我が国及び世界の農学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、日本学術会議及び農学関連学協会等との連携を図りながら次の事業を行なう。

- (1) 現代社会が直面する農学に関する基本的諸問題と、その解決に資する方策の調査研究に関する事業
- (2) 農学に関する情報交換・啓蒙活動に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会を援助する個人または団体とする。

(正会員の資格)

第6条 正会員は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 日本学術会議会員・連携会員及びその経験者
- (2) 農学系の大学の役員、国公立大学農学系学部長等、農学系の大学附置研究所長等及びそれらの経験者
- (3) 農林水産分野の独立行政法人研究機関等の長、役員及びそれらの経験者
- (4) 農学の発展に顕著な寄与のあった者として3名以上の会員によって推薦された者
- (5) 会長が推薦した者

(特別顧問)

第7条 総会の議決により、日本学士院会員及び本会の発展に功績のあった者を特別顧問とすることができる。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 第6条第4号に規定する者の入会については、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 会員は、本条第2項に定める会費を毎年度当初に納入しなければならない。

2 正会員の会費は年額1万円とし、賛助会員の会費は年額5万円とする。

3 次に掲げる者は、会費を徴収しない。

(1) 特別顧問

(2) 正会員のうち、居所が日本国内にない者

4 年度当初において、75歳以上の正会員については、本条第2項の規定にかかわらず本人の申し出により、会費を年額5,000円とすることができる。

5 本条第3項及び第4項に掲げる者に付与する権利及び特典については、理事会が別に定める。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡したとき

(3) 除名されたとき

(会員資格の停止)

第11条 会員が会費の納入義務を2年以上履行しなかったときは、会員資格を停止する。

2 会員資格を停止された会員には、会員としての権利及び特典を付与しない。

(退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。この場合、会員に未納の会費があるときは、これを支払わなければならない。

(除名)

第13条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為をしたときは、総会の議決を経て、会長が除名することが出来る。

## 第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 20名以内

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 役員は無報酬とする。

(役員を選任)

第15条 次期役員候補者は、正会員の中から理事会が選定する。

2 理事会は、次期理事候補者の中から予め会長候補者1名、副会長候補者5名以内を選定する。

3 次期役員候補者は、就任について総会で承認を受けなければならない。

(職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会則の定めるところにより本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査する。

(2) 理事の業務執行状況を監査する。

(任期)

第17条 役員任期は2年とし、総会において、選任された日から次期の役員が選任される日までとする。

2 欠員の生じた場合の補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員再任は妨げない。ただし、会長の再任は1回限りとする。

## 第5章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会、理事会、幹事会、及び委員会とする。

(総会)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

第20条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画及び予算の承認

(3) 役員選任又は解任

(4) 特別顧問の承認

(5) 会則の変更

(6) 解散、合併及び残余財産の処分

(7) 会員の除名

(8) その他、本会の活動に関する重要事項

第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後4ヶ月以内に会長が召集し開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

2 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、召集日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第22条 総会の議長は会長がつとめる。

第23条 総会は、正会員の過半数の出席を要する。ただし、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

2 議決には、出席会員の過半数の賛成を要する。

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

第25条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 次期役員候補者の選定と総会への推薦

第26条 理事会は、会長が召集する。

第 27 条 理事会は、理事の過半数の出席を要する。ただし、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

2 議決には、出席理事の過半数の賛成を要する。

第 28 条 理事会の議長は、会長がつとめる。

(幹事会)

第 29 条 幹事会は、会長、副会長、各委員会の長及び会長が必要と認めた理事をもって構成する。

第 30 条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、会長の諮問事項について協議する。

第 31 条 幹事会の議長は、会長がつとめる。

(委員会)

第 32 条 第 18 条に規定する委員会は、総務企画委員会及び学術情報委員会とし、委員会の長は、理事の中から会長が指名する。

2 委員会の委員は、委員長が指名する。

3 委員会は、委員長が招集する。

## 第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 33 条 この会則は、総会において出席会員の過半数の同意を得なければ変更できない。

## 第 7 章 会計年度

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 附 則

1 本会の英語名は The Agricultural Academy of Japan とし、略称を AAJ と定める。

2 日本農学アカデミー内規を廃止する。(平成 22 年 7 月 10 日)